

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【公開番号】特開2003-220275(P2003-220275A)

【公開日】平成15年8月5日(2003.8.5)

【出願番号】特願2002-20179(P2002-20179)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

A 6 3 F 7/02 3 2 8

A 6 3 F 7/02 3 5 2 L

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月13日(2004.10.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】遊技媒体貸出装置及び売上管理方法並びに有価媒体処理ユニット

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技台間に設置可能に設けられ、処理した有価媒体に応じて遊技媒体貸出カード対応遊技台用の払出信号を出力する有価媒体処理ユニットと、

遊技台間に設置可能に設けられ、前記有価媒体処理ユニットから出力される遊技媒体貸出カード対応遊技台用の払出信号の入力に応じて遊技媒体を払出す遊技媒体払出ユニットとを備えたことを特徴とする遊技媒体貸出装置。

【請求項2】

前記有価媒体処理ユニット及び前記遊技媒体払出ユニットは、上下に積載した状態で遊技台間に設置可能な形状に形成されていることを特徴とする遊技媒体貸出装置。

【請求項3】

前記有価媒体処理ユニットは、払出された遊技媒体数を示す払出信号を出力するように設けられ、

前記有価媒体処理ユニットから出力される払出信号に基づいて遊技場の売上を一元管理することを特徴とする売上管理方法。

【請求項4】

遊技台通信用インターフェースコネクタを介して遊技媒体貸出カード対応遊技台と接続され、有価媒体の投入に応じて当該遊技台に払出信号を出力するように構成された有価媒体処理ユニットであって、

前記遊技台通信用インターフェースコネクタが前記遊技台ではなく遊技媒体払出ユニットと接続されているときは、有価媒体の投入に応じて払出信号を当該遊技媒体払出ユニットへ出力することを特徴とする有価媒体処理ユニット。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、カードを使用して遊技するタイプの遊技台及び現金を使用して遊技するタイプの遊技台の何れの遊技台でも対応可能な遊技媒体貸出装置及びその売上管理方法並びに有価媒体処理ユニットに関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は上記事情に鑑みてなされたもので、第1の目的は、遊技台の種別の変更に対し仕様を容易に変更することができると共に、仕様を変更するにしても無駄となる部品が発生することを防止できる遊技媒体貸出装置を提供し、第2の目的は、遊技場全体の実際の売上管理が可能となる売上管理方法及び有価媒体処理ユニットを提供することにある。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

このような方法によれば、遊技媒体貸出装置が現金を使用して遊技するタイプの遊技台及びカードを使用して遊技するタイプの遊技台の何れに対応して設けられている場合であっても、同一の有価媒体処理ユニットから同一の払出信号を出力するので、遊技場の売上を一元管理することができる。

また、本発明の有価媒体処理ユニットは、遊技台通信用インターフェースコネクタを介して遊技媒体貸出カード対応遊技台と接続され、有価媒体の投入に応じて当該遊技台に払出信号を出力するように構成されたものであって、前記遊技台通信用インターフェースコネクタが前記遊技台ではなく遊技媒体払出ユニットと接続されているときは、有価媒体の投入に応じて払出信号を当該遊技媒体払出ユニットへ出力するものである（請求項4）。